

特定非営利活動法人 WE21 ジャパン相模原 役員報酬規定

平成22年1月16日制定

1. 目的

この規定は、特定非営利活動法人 WE21 ジャパン相模原定款第4章第14条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

2. 定義

役員とは、代表理事及び副代表理事をいう。

3. 報酬

役員には、報酬を支給することができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、運営委員会でこれを定める。
- (2) 役員の報酬は、就任の次の月から支給し、退任の場合は退任当月分までを支給する。

平成22年4月1日施行